# 第３次
# 飯綱町子ども読書活動推進計画(案)

飯綱町ファーストブックキャラクター

〝りんごちゃんとてんぐちゃん〟

令和８年３月

飯綱町教育委員会

# はじめに

心の教育の重要性が強く指摘されている昨今、読書は子どもの心を豊かにし、生きる力を育むという観点からも極めて重要です。

子どもは、読書をすることによって言葉を学び、思考力を養い、表現力が育ちます。また、作者や物語の登場人物の気持ちを読み取ることで、物語の内容だけでなく、周りの人の気持ちもくみ取れるようになり、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

平成 13 年 12 月に国が制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 27 年に「飯綱町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

「飯綱町子ども読書活動推進計画」の主な成果としては、ブックスタート事業の開始、おすすめ本リスト作成による読書活動の普及促進、また、メディアを考える日（ノーメディアデー）の継続的な実施などが挙げられます。

一方、保護者へ読み聞かせの意識付けについては、依然として複数の課題が残されています。

こうした成果や課題の検証、社会情勢の変化を踏まえ、このたび「第 3 次飯綱町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画では、これまでの取組を継続するとともに、読書活動を推進するための人材育成、ボランティアの養成に一層の力を入れ、より良い読書環境の整備等に取り組んでまいりますので、住民の皆様をはじめ、関係する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、飯綱町子ども読書活動推進委員会の皆様をはじめ、多大なご協力、ご意見をいただきました関係各位に心より感謝申し上げます。

令和８年　３月

飯綱町教育委員会
教育長

## ― 目　　次 ―

**第１章　第３次飯綱町子ども読書活動推進計画の策定にあたり**
１．計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．計画策定の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

**第２章　第２次計画期間における成果と課題**
１．各方策における成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．全体を通しての現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

**第３章　計画の基本方針と推進のための役割**
１．計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２．計画の推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
１）家庭や地域の役割
２）保育園や小中学校の役割

**第４章　子どもの読書活動推進のための具体的方策**
１．子どもの読書活動の啓発と醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２．子どもの成長や発達段階に応じた読書に関する環境の整備・・・・・・・・14
３．子どもの読書活動を推進するための人材育成・・・・・・・・・・・・・・15
４．子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携と協力・・・・・・・・・15

**参考資料**
子ども読書活動の推進にかかる法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
飯綱町子ども読書活動推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・20

# 第１章　第２次飯綱町子ども読書活動推進計画の策定にあたり

## １．計画の趣旨

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第２条一部抜粋）です。

子どもが多様な本と出合うことで、言葉を習得し、多くの知識や情報を取得し、成長の可能性を無限に広げ、子どもが将来に夢や希望を持ち、これからの人生で直面する様々な困難を乗り越える大きな力となります。

さらに、読み聞かせなどの活動を通して、親と子ども、年配者と子どものように、世代を超えた交流が出来ます。これらの活動は物語の内容を伝えることはもちろんのこと、読み手の人柄や生き方、生きざまが反映されるものです。それが子どもに伝わることで、子どもは大人への親近感や信頼感を覚えると共に読書への興味や意欲を深めていきます。

これらのことを踏まえ、「すべての子どもがそれぞれの成長の段階の、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことが出来る」（子どもの読書活動の推進に関する法律第２条一部抜粋）ように町全体でその取り組みを推進、支援するため、平成 27 年１月に「飯綱町子ども読書活動推進計画」（第１次計画）を策定し、子どもの読書活動を推進するための取り組みを示し活動してきました。「第 3 次飯綱町子ども読書活動推進計画」は、第 2 次計画が満了になること、また、現在の社会情勢に見合った内容とするため、第 2 次計画での取り組みの成果と課題を踏まえた計画として策定するものです。

## ２．計画策定の位置付け

国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、すべての子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ることを基本としています。この法律に基づき、平成 14 年８月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 14 年から 18 年度までの５年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。（現在第五次計画：令和５年～令和９年度）また、長野県では、令和７年度より「第５次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しており、飯綱町でもこれらの法律並びに計画に基づき本計画を策定します。

## ３．計画の対象

この計画は、おおむね 15 歳以下の子どもを対象としています。

## ４．計画の期間

令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

# 第２章　第２次計画期間における成果と課題

## １．各方策における成果と課題

【子どもの読書活動の啓発と醸成】

| | | |
|---|---|---|
| 方　策 | 町では、乳幼児健康診断を心と身体の健康診断ととらえ、読み聞かせやわらべ唄を行う活動を通して、保護者に読書活動の大切さを伝えます。 | |
| 分　類 | 家庭や地域 | |
| 取　組　・　成　果 | | 課　題　・　今後の方針 |
| ブックスタート事業として本のプレゼントを行い、啓発を行っている。 | | 人格形成にとって大事な時期にあたる。読み聞かせやわらべ唄が日常に取り入れられるよう、今後も啓発を継続していく。 |

| | | |
|---|---|---|
| 方　策 | 町では、胎児期においての読み聞かせを推進するための啓発を行います。 | |
| 分　類 | 家庭や地域 | |
| 取　組　・　成　果 | | 課　題　・　今後の方針 |
| 子育て支援センターでの啓発を行っている。 | | 「飯綱町おすすめブックリスト」の配布・活用を推進していく。 |

| | | |
|---|---|---|
| 方　策 | 町では、ファーストブック・セカンドブック・サードブック事業を実施します。 | |
| 分　類 | 家庭や地域 | |
| 取　組　・　成　果 | | 課　題　・　今後の方針 |
| 生後 5～6 ヶ月頃の乳児訪問時にファーストブック、3 歳児健診時にセカンドブック、就学時にサードブックを提供している。 | | 今後はファーストブック事業のみ継続していく。セカンド・サードブックに関しては、地域や図書室と連携し、別の形式で補完し、対象者全体への支援を維持する。 |

| 方　策 | 子育て支援センターでは、読み聞かせを継続して行い、妊婦や子育て中の保護者の意識の高揚を図ります。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 月 2 回程度、職員による読み聞かせを行っている。 | 今後も継続して実施していく。 |

| 方　策 | 町では、読み聞かせを行った本の題名や感想などの記録が取れる「読書ノート」を子ども達に配布し、生涯に渡る読書の記録として、親子で振り返れる機会を創出します。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 公民館図書室では「読書ノート」の配布を行っている。 | 「読書ノート」の認知度が低いので、公民館報や HP にて積極的な PR を行っていく。 |

| 方　策 | 町では、公民館図書室司書や読書ボランティアによる、放課後児童クラブなどでの、読み聞かせを推進します。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 実施できていない。 | 放課後児童クラブでは子どもたちが、個々自由に過ごしているので、介入が難しいことが課題となっている。 |

| 方　策 | 町では、学校や保育園と協力しながら、親子や家族で読書活動が行えるよう、また、メディアとの関わり方を考える機会となるよう「メディアを考える日」を推奨し、広く普及させます。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 年３回の頻度で、町内小中学校にはチラシを配布しており、保育園にはコドモンにて啓発ポスターの配信をしている。 | スマホ・タブレット等が学習や生活と切り離せないものとなっている現状を踏まえると、取組の提案が見えづらい部分もある。チラシや配信、ポスター等での呼びかけがメインとなっているが、保育士や教師から口頭で伝えていくことにも注力していきたい。 |

| 方　策 | 町では、子どもや子どもを取り巻く大人に、読書活動に対する関心を高めてもらえるように、図書に関する行事を定期的に開催し、より充実させます。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| おはなしの会による読み聞かせや、春のこども読書週間、図書館まつりなど読書に触れる機会を創出している。 | 今後も継続して発展させていく。 |

| 方　策 | 子どもや子どもを取り巻く大人に、子どもの読書活動の大切さや本の紹介、町で行われる様々な催しを伝えるために、『公民館報いいづな』で積極的に広報活動を行います。 |
|---|---|
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 毎刊新刊情報を掲載している。図書関係のイベントや情報を定期的に掲載している。 | 相互貸借や、デジとしょ信州なども紹介していく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 町では、読書活動の講演会などを積極的に開催し、妊娠中の方や子育て中の保護者に対し子どもの読書活動の大切さを伝え、意識の高揚を図ります。 |
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 取組ができていない。 | 興味深い講演会を選定し、子育て支援センターなどを巻き込みながら取り組んでいく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 保育園・小中学校からの図書館便り等で、子どもの読書活動の大切さや本の紹介などを掲載することで、保護者の関心の高揚を図ります。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校で |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 保育園では3歳児以上児は毎週金曜日に絵本の貸し出しを行い、本の題名、感想などを記録できる絵本カードも用意している。<br>三水小では学期ごと 1～2 回子どもの図書との関わりや新着本紹介等のお知らせを掲載している。<br>牟礼小では「図書館だより」を低学年向けと高学年向けに月 1 回発行している。<br>飯綱中学校では、月 1 回生徒による図書館だよりで新刊を紹介している。 | 保育園には専門の司書がいないため、図書館便りのような本に関するお便りの発行が難しいことが課題となっている。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 保育園では、読み聞かせの時間を継続して確保し、子どもたち自身が自由に本を選べるように、幅広い内容の本を取り入れる等、読書に親しめる環境づくりに努めます。また、「飯綱町おすすめブックリスト」を活用し、年齢に応じた本を選書します。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校で |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 毎日 2 回は読み聞かせの時間を設けている。<br>各クラスにも絵本コーナーがあり、子どもたちがいつでも絵本を手にできる環境を作っている。<br>お昼寝前には絵本の読み聞かせの機会を作り、日常的に絵本に触れる機会を作っている。 | 今後も継続して実施していく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 学校での朝読書など、全校一斉の読書活動の時間の確保を継続して行い、読書時間の拡大に努めると共に、子どもが読書に親しむきっかけと習慣化を図ります。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校で |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 小学生の朝読書の時間は大幅に減っているが、現状は週 1～2 回確保されている。 | 各教室に少しずつある「学級文庫」は、入れ替えがほぼなく、本の傷みも大きい。校内でのローテーションや新規入れ替えなどをして、子どもの関心や意欲がわく工夫をしていく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 小中学校では、春や秋の読書週間、読書旬間をはじめとし、様々な行事や機会に合わせた特設コーナーの設置に努め、子どもに読書の楽しさや大切さを伝えていきます。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校で |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 小学校では毎年 6 月と 12 月に各 2 週間、読書旬間を行っている。児童会や生徒会の企画で図書館をより身近に感じてもらう他、先生方や保護者の方にも図書に関心を持っていただく機会を作っている。 | 今後も継続して実施していく。 |

**【子どもの成長や発達段階に応じた読書に関する環境の整備】**

| | |
|---|---|
| 方　策 | 町では、保護者の読み聞かせや子どもの読書活動の指針となるように、各年代に応じた「飯綱町おすすめブックリスト」を作成し、町の図書施設にそれらの本を整備します。 |
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 公民館図書室、中学校開放図書館にて配布している。 | 認知度をあげられるよう、工夫しながら継続していく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 町では、「飯綱町おすすめブックリスト」等を利用して、各家庭の本棚づくりの啓発をします。 |
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| ファーストブックと併せて配布を行っている。 | 子育て支援センターなど、配布場所を増やしていく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 町では、子どもが多く集まる場所（放課後児童クラブやりんごパークセンター、牟礼駅等）での図書コーナーの設置を検討し、その充実を図ります。 |
| 分　類 | 家庭や地域 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 放課後児童クラブにおいて図書コーナーを設置している。 | 今後も継続して実施していくとともに、内容を充実させていく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 保育園では、各園にある図書コーナーの充実を図ります。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 月に1回は各クラスに絵本を購入してもらっている。 | 可能な範囲で継続していく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 小中学校では、「学校図書館メディア基準[1]」を指標とし、蔵書の整備・充実を図ります。また、蔵書の構成は、同標準配分比率を基準とする運用に努めます。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 小中学校ともに基準を満たすことができている。 | 各分類で足りないものは、購入していきたい。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 小中学校では、引き続き図書館司書又は担当職員の配置をすることで、年齢幅の広い子どもと本をつなぐ手助けをします。また、学級文庫の充実を図ります。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 蔵書の選書、管理、整備、貸出の他、児童が図書活動を楽しめるよう企画活動を行っている。 | 今後も継続していく。 |

| | |
|---|---|
| 方　策 | 保育園・学校等では、公民館図書室の団体貸出し制度を積極的に利用し、子どもと本が出合う機会を増やしていきます。 |
| 分　類 | 保育園や小中学校 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 町内 2 つの図書施設の他、県立図書館の相互貸借を積極的に利用している。児童や先生方の図書館への関心が途切れないように努めている。 | インターネットによる蔵書検索をできるだけ更新していく。<br>保育園が利用するとなると、バスを利用しなければいけないため、気軽に利用することができないことが課題となっている。 |

【子どもの読書活動を推進するための人材育成】

| | |
|---|---|
| 方　策 | 町では、図書館司書や担当職員、保育士、教員、読書ボランティア等の、子どもの読書活動に関わる人たちが、積極的に先進的な地域や指導者から学び、さらなるスキルアップを図れるよう、研修会等へ参加（開催）します。 |
| 分　類 | 教育委員会 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 夏季休業中に町外での研修会に参加し、自己研鑽に励んでいる。 | 町内での研修を企画し、より多くの関係者に参加してもらえるよう取り組んでいく。 |

| 方　策 | 町では、町民の読書活動への関心を高め、読書ボランティアに参加する人材育成を図るため、読書ボランティア養成講座等を開催します。 |
|---|---|
| 分　類 | 教育委員会 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 読書ボランティア向けの講座を不定期で開催している。 | 若手や男性にもその輪が広がっていくよう、案内を工夫していく。 |

| 方　策 | 町では、読み聞かせボランティアの知識習得や技術向上のための、自己研鑽活動の支援に努めます。 |
|---|---|
| 分　類 | 教育委員会 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 読み聞かせボランティア向けの研修会を開催している。 | 今後も継続していく。 |

【子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携と協力】

| 方　策 | 行政（教育委員会）、子ども読書活動推進委員会及び教育関係者において、本計画内容の推進、並びに進捗状況の把握をし、事業の継続的な進行管理を行います。 |
|---|---|
| 分　類 | 教育委員会 |

| 取　組　・　成　果 | 課　題　・　今後の方針 |
|---|---|
| 「子ども読書活動推進委員会」を中心に各事業において、社会教育委員会、おはなしの会などの協力により進行管理を行っている。 | 今後も継続して実施していく。 |

２．全体を通しての現状と課題

子ども達を取り巻く日常は、テレビやスマートフォン、インターネットなどのメディアを通じて様々な情報で溢れています。今後メディアは更に発達・普及し、より身近なものになっていくと考えられ、読書時間や人と関わる場が減少し、コミュニケーション能力・思考力・想像力の低下に繋がることが懸念されます。

こうした人間関係の形成や思考力・想像力の育成には、やはり幼少期からの読み聞かせや、自主的な読書習慣が大変重要です。第２次計画期間においては、様々な場での読み聞かせや、おすすめ本リスト作成などの施策により読書活動の啓発をしてきましたが、引き続き読み聞かせボランティアをはじめとする人材育成に努め、一層の読書活動の推進が必要であるといえます。また、胎児期における胎教（読み聞かせ等）を推進することも必要です。

さらに、今後も子どもとメディアの関わり方を見つめなおす機会や働きかけが重要であり、取組を町全体で共有し、理解を深めてもらう必要があります。

# 第３章　計画の基本方針と推進のための役割

## １．計画の基本方針

飯綱町では、このような現状を受けて、下記の４項目を基本方針とすると共に、この計画を定めることで積極的に子どもの読書活動を推進します。

１．子どもの読書活動の啓発と醸成
２．子どもの成長や発達段階に応じた環境の整備
３．子どもの読書活動を推進するための人材育成
４．子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携・協力の体制づくり

## ２．計画の推進のための役割

子どもの読書活動を推進するために「家庭や地域」と「保育園や学校等」それぞれが下記のような大切な役割を担っており、その役割を果たしながら、連携・協力して子どもの読書活動の推進を図ります。

### １）家庭や地域の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。また、幼い頃からいかに本に親しんだかが重要になります。その意味では、家庭での読書活動に対する働きかけがとても大切です。

しかしながら少子化や核家族化、保護者の勤務形態の多様化などにより、家庭の様相が変わってきています。また、テレビやインターネット、ゲーム等の情報メディアの普及により、子どもの読書環境も大きく変化しました。

そのような環境の中で読書習慣を身に付けるためには、家庭ばかりでなく、子どもの

周りの大人が読書の持つ意義や重要性を認識し、子どもへの読み聞かせや、子どもと一緒に本を読むなど、子どもと本との橋渡しをすることが必要です。また、図書施設も読書活動や情報の拠点として、より積極的に子どもの支援と啓発を果たす役割が求められます。

### ２）保育園や小中学校の役割

子どもが初めて集団生活をする保育園は、子どもの世界が家庭から社会へと大きく広がる場所です。保育士や友達との遊びなど、日常のコミュニケーションの他、友達と絵本や物語を見聞きする楽しさを経験する場所です。このように幼い頃に絵本と出合う楽しさや喜びを知ることは、読書の習慣をつける基礎を身に付けることに繋がります。

学校における読書活動では、文字が読め、意味も分かるようになってきた子どもが、自分で本を読む楽しさを覚え、興味にあった読書の幅を広げていくことが出来ます。また、学ぶための読書が始まり、図書館の使い方や情報の調べ方についての基礎を学ぶ時期です。学校図書館の活用により、子どもたちの主体的な読書活動や学習活動の充実が期待されます。

さらに、保・小・中学校等の各段階において、子どもの成長段階に応じた読書活動を保育士・教員・学校図書館司書や担当職員が支援することは、子どもが自主的な読書習慣を形成することに繋がります。

# 第４章　子どもの読書活動推進のための具体的方策

## １．子どもの読書活動の啓発と醸成

子どもが自主的に読書活動を行うようになるために最も重要なことは、乳幼児期から読書に親しめる環境づくりをすることです。特に自発的に本を手に取ることの出来ない乳幼児期は保護者が読み聞かせをするなど、子どもと共に本に親しむことが必要です。また、妊娠中のお腹の子への読み聞かせは脳科学の観点からも効果があるとされており、胎児期からの取組も大切と言えます。そのためには、保護者が読書活動の意義や大切さを理解して、積極的に読み聞かせ等の実践に取り組んでもらうことが必要です。子どものもっとも身近にいる大人から、絵本や童話を読み聞かせてもらうことは、子どもの心に本への親しみを芽生えさせることになります。保護者だけでなく、周りの大人たちが読書活動に関心を持つことで、子どもの読書に対する意欲が高まります。

また、メディアとの関わり方を学ぶと同時に読書の大切さ楽しさを啓発し、心身の成長、発達に繋げます。

【方策】

１）家庭や地域で

①町では、乳幼児健康診断を心と身体の健康診断ととらえ、読み聞かせやわらべ唄を行う活動を通して、保護者に読書活動の大切さを伝えます。

②町では、胎児期においての読み聞かせを推進するための啓発を行います。

③町では、ブックスタート（ファーストブック）事業を実施します。

④子育て支援センターでは、読み聞かせを継続して行い、子育て中の保護者の意識の高揚を図ります。

⑤町では、読み聞かせを行った本の題名や感想などの記録が取れる「読書ノート」を子ども達に配布し、読書の習慣形成を支援する取組を実施いたします。

⑥町では、誰もが等しく読書に親しめる環境の整備を図るため、「デジとしょ信州」の普及促進に取り組み、読書バリアフリーの推進に努めます。

⑦町では、学校や保育園と協力しながら、親子や家族で読書活動が行えるよう、また、メディアとの関わり方を考える機会となるよう「メディアを考える日」を推奨し、広く普及させます。

⑧町では、子どもや子どもを取り巻く大人に、読書活動に対する関心を高めてもらえるように、図書に関する行事を定期的に開催し、より充実させます。

⑨子どもや子どもを取り巻く大人に、子どもの読書活動の大切さや本の紹介、町で行われる様々な催しを伝えるために、『公民館報いいづな』で積極的に広報活動を行います。

⑩町では、読書活動の講演会などを積極的に開催し、妊娠中の方や子育て中の保護者に対し子どもの読書活動の大切さを伝え、意識の高揚を図ります。

２）保育園や小中学校で

①保育園・小中学校からの図書館便り等で、子どもの読書活動の大切さや本の紹介などを掲載することで、保護者の関心の高揚を図ります。

②保育園では、読み聞かせの時間を継続して確保し、子どもたち自身が自由に本を選べるように、幅広い内容の本を取り入れる等、読書に親しめる環境づくり

に努めます。また、「おすすめ本リスト」を活用し、年齢に応じた本を選書します。

③学校での朝読書など、全校一斉の読書活動の時間の確保を継続して行い、読書時間の拡大に努めると共に、子どもが読書に親しむきっかけと習慣化を図ります。

④小中学校では、春や秋の読書週間、読書旬間をはじめとし、様々な行事や機会に合わせた特設コーナーの設置に努め、子どもに読書の楽しさや大切さを伝えていきます。

## ２．子どもの成長や発達段階に応じた読書に関する環境の整備

子どもが読書を習慣づけるためには、子どもが集まる様々な場所で、本と出合う機会を設けることが大切です。そのためには、子どもの生活の身近なところに、成長や発達段階に応じた読書の出来る環境を整備することが必要になってきます。また、各年代でのおすすめの本を整備することで、子どもの読書活動のきっかけ作りを図り、読書活動の幅を広げたり深めたり出来るような環境を整えます。

**【方策】**

**１）家庭や地域で**

①町では、保護者の読み聞かせや子どもの読書活動の指針となるように、各年代に応じた「おすすめ本リスト」を作成・普及し、町の図書施設にそれらの本を整備します。

②町では、「おすすめ本リスト」等を利用して、各家庭の本棚づくりの啓発をします。

③町では、子どもが多く集まる場所（公共施設）での図書コーナーの設置を検討し、その充実を図ります。

２）保育園や学校等で

①保育園では、各園にある図書コーナーの充実を図ります。

②小中学校では、「学校図書館メディア基準[*1]」を指標とし、蔵書の整備・充実を図ります。また、蔵書の構成は、同標準配分比率を基準とする運用に努めます。

---

[*1] 平成 12 年に（公社）全国学校図書館協議会が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の基準として冊数や配分比率を定めたものです。※令和 3 年改訂

③小中学校では、引き続き図書館司書又は担当職員の配置をすることで、年齢幅の広い子どもと本をつなぐ手助けをします。また、学級文庫の充実を図ります。

④保育園・学校等では、公民館図書室の団体貸出し制度を積極的に利用し、子どもと本が出合う機会を増やしていきます。

## ３．子どもの読書活動を推進するための人材育成

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもと本とを橋渡しする大人の存在が重要なため、子どもの心に寄り添いながら、読書の世界へと誘えるような人材を育成していきます。また、そのような人材を育て、子どもの読書に関心を持つ人を増やすことで、読書を通したコミュニティの構築（世代間をつなぐ読書活動）を図るため、子どもの読書活動に関わる人たちが研修に努め、スキルアップすることが大切です。

**【方策】**

①町では、図書館司書や担当職員、保育士、教員、読書ボランティア等の、子どもの読書活動に関わる人たちが、積極的に先進的な地域や指導者から学び、さらなるスキルアップを図れるよう、研修会等へ参加（開催）します。

②町では、町民の読書活動への関心を高め、読書ボランティアに参加する人材育成を図るため、読書ボランティア養成講座等を開催します。

③町では、読み聞かせボランティアの知識習得や技術向上のための、自己研鑽活動の支援に努めます。

## ４．子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携と協力

子どもに関する読書活動を効果的に推進するためには、子どもに関わる様々な機関や人々が、情報交換をし合い、連携・協力して推進することが必要です。

**【方策】**

①行政（教育委員会）、子ども読書活動推進委員会及び教育関係者において、本計画内容の推進、並びに進捗状況の把握をし、事業の継続的な進行管理を行います。

②町では、読書活動の一層の充実を図るため、小学校・中学校・保育園及び読書支援ボランティアが相互に連携し、読書習慣の普及促進に努めます。

## おわりに

この計画は、全ての子どもが自由に本と出合うことができる機会を作り、自主的な子どもの読書活動を保障するための環境作りを目指すものです。

子どもの身体の成長にはバランスのとれた食事が必要なように、心が成長するためには、周囲の大人からの愛情や仲間との遊び、様々な体験や学習が必要です。この心を育てる大切な要素の一つとして読書は位置づけられます。

これからの子どもたちの豊かな成長のために、読書活動を一層推進していくことが求められています。町は子どもの読書活動の推進を通じて、あたたかく子どもたちを育んでいきます。

## 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13年法律第154号）

（目的）

**第一条**　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

**第二条**　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

**第三条**　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第四条**　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

**第五条**　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

**第六条**　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化

に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

**第七条**　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

**第八条**　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

**第九条**　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

**第十条**　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

**第十一条**　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することの無いようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことができる環境作りのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○飯綱町子ども読書活動推進委員会設置要綱

平成27年３月31日教育委員会告示第４号

飯綱町子ども読書活動推進委員会設置要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第９条第２項の規定に基づき策定した飯綱町子ども読書活動推進計画（以下「計画」と言う。）の推進を図るため、飯綱町子ども読書活動推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

**第２条**　委員会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　計画の推進に関すること。

（２）　計画の推進状況の確認に関すること。

（３）　その他子どもの読書活動に関する施策に関すること。

（組織）

**第３条**　委員会は、委員12人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　社会教育委員

（２）　学校関係者、保育及び幼児教育関係者

（３）　図書施設運営委員

（４）　読書活動推進団体関係者

（５）　識見を有する者

（６）　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

**第４条**　委員の任期は、３年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

**第５条**　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

**第６条**　委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長になる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

**第７条**　委員会の庶務は、教育委員会生涯学習係において行う。

（報償）

**第８条**　委員の報償は、飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年飯綱町条例第31号）第１条を準用する。

（その他）

**第９条**　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附　則**

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

第３次飯綱町子ども読書活動推進計画

令和8年３月策定

発行：飯綱町教育委員会

編集：飯綱町教育委員会事務局 生涯学習係

〒389-1211　長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1989番地（飯綱町民会館内）

TEL：026-253-6560　FAX：026-253-6670

E-mail：gakushu@town.iizuna.nagano.jp